

交通安全教育指導員を募集します

市では、街頭での交通安全指導や保育園・小学校などでの交通安全教室などの業務に従事する交通安全教育指導員（非常勤職員）を募集します。

【資格要件】 次の要件をすべて満たす者

- ・ 文書作成、表計算等のパソコン実務ができる者
- ・ 普通自動車運転免許を有する者

【募集人数】 1名程度

【任用期間】 平成28年4月1日～平成29年3月末日

【勤務条件】

・ 賃金 月額98,000円

・ 勤務時間

原則として、平日の午前9時～午後3時45分

【申込期限】 2月22日(月)

【面接予定日】 2月25日(木)

※面接時間は後日連絡します。

【申込方法】

市販の履歴書（写真貼付）を直接持参するか、郵便（2月22日必着）にてお申し込みください。

【申込先】

〒773-18501

小松島市横須町1番1号

市民生活課（市役所1階）

【お問い合わせ先】

市民生活課（市役所1階）

☎ 32・2132 / FAX 33・2234

Mail:shiminseikatsu@city.komatsushima.tokushima.jp



障害者差別解消法が4月から施行されます

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称・障害者差別解消法）が平成28年4月から施行されます。この法律は、障がいのある人もない人も、すべての国民がお互いに人格と個性を尊重し合って共に暮らせる社会を実現するために制定されました。

同法により、国の行政機関、地方公共団体などでは不当な差別的取扱いが禁止され、障がい者への合理的配慮が義務づけられています。また、民間事業者についても、不当な差別的取扱いは禁止され、障がい者への合理的配慮は努力義務とされています。

【お問い合わせ先】

市介護福祉課障がい福祉担当（市役所1階⑨番窓口）

☎ 32・2279 / FAX 3

5・0272

Mail:s-kaigo@city.komatsushima.tokushima.jp

tsushima.tokushima.jp

【障害者差別解消法に定められた差別解消のための取組み義務】

	国の行政機関、地方公共団体等	民間事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
障がい者への合理的配慮	法的義務	努力義務

不当な差別的取扱いとは

障がいのある人に対して、正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限することです。

【不当な差別的取扱いの例】

- ・ 聴覚障がいのある人が、問合せは本人からの電話でしか受けられないと拒否された。
- ・ 障がいがあるというだけで、入店やサービスの利用ができない。 など

障がい者への合理的配慮とは

障がいの特性や程度などに合わせた配慮（工夫）のことです。なお、合理的配慮を実施するには「障がい者等からの申し出があること」、「実施に伴う負担が重すぎないこと」といった条件がついています。

【障がい者への合理的配慮の例】

- ・ 視覚障がいのある人への配慮として、文章の読み上げをする。
- ・ 知的・発達障がいのある人への配慮として、わかりやすい言葉を使う、イラストを使って補足する。 など